



ISMS

情報セキュリティマネジメントシステム

ISMS－PIMS認証機関認定基準及び指針

JIP-ISAC102-2.0

2021年3月15日

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター
(ISMS-AC)

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号

六本木ファーストビル内

Tel.03-5860-7570 Fax.03-5573-0564

URL <https://isms.jp/>

ISMS-ACの許可なく転載することを禁じます

まえがき

この基準及び指針は、ISMS-PIMS認証業務を行っている第三者機関（以下、認証機関という）が、その業務遂行に関して適格であり信頼できると承認されるために遵守すべき一般要求事項及び指針を定めている。

この基準及び指針は、以下の本文で特段の定めのない限り、ISO/IEC TS 27006-2:2021「情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項 - 第2部：プライバシー情報マネジメントシステム」をそのまま適用する。

備考1 この基準及び指針では、ISO/IEC TS 27006-2:2021 で用いられている用語を使用する。ISO/IEC TS 27006-2:2021 と内容が一致する JIS Q 27006-2 が制定された場合は、その発行時点で、ISO/IEC TS 27006-2:2021 をそれに読み替えるものとする。

備考2 この基準及び指針では、ISO/IEC 17021-1、ISO/IEC 27000、ISO/IEC 27001、ISO/IEC 27002、ISO/IEC 27006 及び ISO/IEC 29100 は、それぞれ JIS Q 17021-1、JIS Q 27000、JIS Q 27001、JIS Q 27002、JIS Q 27006 及び JIS X 9250 と読み替えるものとする。

序文

ISO/IEC TS 27006-2:2021 の「序文」を参照及び適用する。

1. 適用範囲

ISO/IEC TS 27006-2:2021 の「1 適用範囲」を適用する。

2. 引用規格

ISO/IEC TS 27006-2:2021 の「2 引用規格」を適用する。

3. 用語及び定義

ISO/IEC TS 27006-2:2021 の「3 用語及び定義」を適用する。

4. 原則

ISO/IEC TS 27006-2:2021 の「4 原則」を適用する。

5. 一般要求事項

ISO/IEC TS 27006-2:2021 の「5 一般要求事項」を適用する。

6. 組織運営機構に関する要求事項

ISO/IEC TS 27006-2:2021 の「6 組織運営機構に関する要求事項」を適用する。

7. 資源に関する要求事項

ISO/IEC TS 27006-2:2021の「7 資源に関する要求事項」を適用する。

8. 情報に関する要求事項

ISO/IEC TS 27006-2:2021の「8 情報に関する要求事項」を適用する。

9. プロセス要求事項

ISO/IEC TS 27006-2:2021の「9 プロセス要求事項」を適用する。

10. 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項

ISO/IEC TS 27006-2:2021の「10 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項」を適用する。